

京都市上下水道企業管理規程第4号

京都市上下水道業務改善調査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道業務改善調査委員会規程の一部を改正する規程
京都市上下水道業務改善調査委員会規程の一部を次のように改正する。
第2条第1項を次のように改める。

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名
- (3) 幹事 若干名

第2条第2項中「水道局長」を「次長」に、「上下水道事業管理者」を「管理者」に改める。

第3条第1項中「但し」を「ただし」に、「委員長事故あるときは」を「委員長に事故あるときは」に改め、同条第3項中「事故」を「事務」に改める。

第4条中「上下水道事業管理者」を「管理者」に改める。

第5条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第6条中「都度」を「つど」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)